

資料 8

「新見市投票事務要領」（新見市）

新見市長選挙
新見市議会議員一般選挙

目次

一般心得

- 1 投票の日時
- 2 投票所
- 3 使用する選挙人名簿
- 4 選挙資格
- 5 投票所に入入できる者
- 6 投票日の前日の準備
- 7 投票日当日の事務の準備
- 8 投票開始時刻になっても立会人が3人に達しないとき
- 9 投票の開始
- 10 投票進行中に注意すること
- 11 受付・名簿対照係
- 12 投票カード発券・交付（投票カード交付補助係）
- 13 投票手順説明・回収カード運搬係
- 14 庶務係
- 15 投票を途中で終了することについて
- 16 代理投票について
- 17 操作補助の申し出があったとき
- 18 目が見えない者の投票
- 19 投票所の秩序保持について
- 20 投票所の閉鎖
- 21 不在者投票の受理、不受理の決定について
- 22 投票機及び投票箱の閉鎖
- 23 投票録の調整
- 24 記録媒体送致用金庫及び投票箱の送致
- 25 選挙長への引渡し
- 26 電子投票機器及び関連機器の送致

- ◎補正登録
- ◎点字投票の処理
- ◎代理投票の処理
- ◎宣言・投票の拒否及び仮投票
- ◎不在者投票の処理について

(参考) ※代理投票の場合における候補者の氏名の聞き方
 ※投票管理者の口述要領
 ※音声投票における補助者等の口述要領
 ※投票所設備例
 ※投票録に添付すべき書類及び順序
 ※投票録記載例

投票事務要領

選挙事務に際しては、交通事故のないよう注意してください

一 般 心 得

投票事務は、選挙の管理執行事務の中で最も基本的な部分を占めるもので、選挙人が自由な意思によって投票できるように、投票の秘密保持に特に配慮して、手続を進めなければならない。投票の段階で手続に瑕疵があると、後の段階でこれを是正することができず、争訟の原因ともなるので、細心の注意が必要である。

なお、今回の選挙においては、全国に先駆けて電子投票を導入することから、選挙の執行全体に大きな関心が寄せられているところであり、くれぐれも事務処理において遺漏のないよう格段の配慮が必要である。

- 1 投票事務従事者は、公正な態度をもって親切、冷静に服務し、干渉的な言動を深く慎むとともに、情実に流れ、選挙の効力にかかわるような便宜な取り扱いをしてはならない。
- 2 選挙事務従事者は、在職中その関係区域内において選挙運動をすることが禁止されているから注意すること。
- 3 選挙については、熟知しない事項の質問に対しては、必ず投票管理者及びその職務代理人と協議して応答しなければならない。
- 4 投票は、別記のとおり執行されるので、各係員は、投票開始時刻30分前までに委嘱を受けた投票所へ出勤して標札を掲げ、時計を正し、配置について異状がないか再検討し、各係ごとに準備しておいた事務用品等を配備し、投票開始時刻10分前にはそれぞれの部署につき待機しなければならない。
- 5 投票事務従事者は、健康に留意し、当日休むことのないよう心がけることはもちろんであるが、万一急病、その他やむを得ない事故のため出勤できないときは、すみやかに投票管理者及び選挙管理委員会に連絡しなければならない。
- 6 投票事務は、休憩時間なく進行させなければならないから、食事又は用務のため部署を離れるときは、必ず投票管理者又はその職務代理人の承諾を得るとともに、各係において事務に支障がないようにしなければならない。
- 7 係員は、担当事務を忠実に執行しなければならない。
- 8 以上のほか、周回な注意力をもって事務に当たり、選挙について紛議を起こすことのないようにならなければならない。
- 9 当日は、印鑑、弁当を持参すること。

- 1 投票の日時
平成14年6月23日(日)午前7時00分から午後8時00分まで。

- 2 投票所 別紙のとおり

- 3 使用する選挙人名簿(抄本)
平成14年6月15日現在で、平成14年6月15日登録(選挙時登録)まで調製している。

4 選挙資格

(1) 選挙資格のある者

- ア. 日本国民
- イ. [年齢] 昭和57年6月24日(24日を含む。)以前に出生した者。
[住所] 平成14年3月15日(15日を含む。)までに転入届をし又は同日までに新たに住民票が作製された者で引き続き新見市に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者。
- ウ. 選挙人名簿に登録されている者で選挙日当日選挙資格の要件に欠けることのない者。
- エ. 選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を持参した者。

(2) 選挙資格のない者

- ア. 選挙人名簿に登録されていない者。
- イ. 選挙人名簿に登録されている者であっても市外へ住所を移した者(転出先住所を表示している者)。
- ウ. 選挙人名簿抄本を~~一~~線で抹消(死亡、他市町村へ転出後4カ月経過、登録の移し替え。)してある者。
- エ. 選挙人名簿に登録されている者であっても失権者である者。(記載者等)

(3) 登録の移し替えの停止

選挙人名簿に登録されている者が、6月15日(15日を含む。)以降に市内の他の投票区へ住所を移したときは、同日以降選挙人名簿の移替えは停止されるので、旧住所地の属する投票区の投票所で投票することになる。

5 投票所に入入できる者

選挙人、投票事務従事者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官、及び、選挙人の同伴する幼児、その他選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者。
各投票所に1名配置される投票機器の保守点検を行う者については、事務従事者として委嘱を行っている。
また、今回の選挙においては、報道関係者等が各投票所を訪れることが予想されるが、

投票人の投票を最優先しつつ、適切に対応すること。

なお、投票所内での取材を受け入れられることとしてしているのは、第1・第4・第5・第6の4投票所のみであり、それ以外の投票所では、投票所内に立ち入ったの取材は断ること。投票所外部からの取材は、規制の対象外である。

6 投票日の前日の準備

(1) 投票所の設備は投票日の前日に完了しておくこと。なお、今回の選挙では、電子投票機器に係る電源配線等を行うため機器納入業者の係員（事務従事者として委嘱を行う）が各投票所に配置されるので、十分協議を行いなから準備を進めること。

なお、前日の投票所関係資料交付の際、当該係員と合流し、山村開発センターから当該係員を同乗させ、投票所に向かうこと。（準備終了後は、事務従事者の誰かが同乗させ、山村開発センターまで送ること。）

(2) 投票所の設備については投票の秘密が長されるかどうか等の点について注意と工夫を確保できるか、更に選挙人が気軽に投票できるかどうか等の点について注意と工夫をすること。（別紙投票所設備例参照）

特に、選挙人の投票行動について、一定の角度からは腕の動き等により、投票の内容を知り得ることができるといった見方も寄せられており、受付・立会人等の配置について配慮すること。

(3) 投票所内外を清掃すること。
(4) 投票開始及び終了時刻合図に用いるベルを準備しておくこと。

(5) 投票所に正確な時計を備えておくこと。

(6) 投票管理首席、立会人席、投票箱、投票機設置所、各係席を明示しておくとともに投票進行順序、出入口等が一見して選挙人にかかるようにしておくこと。

(7) 選挙人の混雑を防ぐため、入口、出口は別々に設けるように努めること。

(8) 候補者の氏名等掲示を投票機設置所の分かりやすい位置に掲示すること。

(9) 投票機での投票手順案内を受付までの選挙人の目に付きやすい場所に掲示すること。
(10) 投票所内に掲示されている政治活動用ポスター及び特定の候補者の氏名、又は氏名等が類推されるような文書、図書は選挙の公正を確保するため取り除かなければならない。

(11) 投票機、記録媒体送致箱及び投票箱の鍵の破損の有無を点検し、異常がある場合は、選挙管理委員会に連絡し指示を受けすること。

(12) 照明設備は完全か、電源（非常用発電機の始動点検含む）は確保できているか確認しておくこと。

(13) 交付資料（投票機等含む）の保管には十分留意すること。

7 投票日当日の事務の準備（別紙マニュアル参照）

(1) 午前6時30分までに参集すること。なお、投票所に向かう際、投票事務従事者の内、1名が機器納入業者職員（前日の準備に従事した者）をそれぞれの積倉から同乗させること。

(2) 投票所には時計を必ず用意して、ラジオ等により正確な時間を合わせておき、投票所の開閉を正しく行うこと。

（注 マニュアルについては公表されていないため添付していない）

(3) 投票所の入口に投票所の標札掲げること。

(4) 投票立会人の立会のもと、電磁的記録媒体を投票機に差し込み、投票機の電源を入れ、投票開始の準備を行う。（予備機1台は除く。稼働まで約3分程度が必要である。）なお、電源投入後は、投票機に施錠すること。

(5) 午前6時50分までに次のことを再度確認すること。

ア. 候補者の氏名等掲示がされているか。

イ. 投票機及び投票箱の鍵に異常はないか。

ウ. 選挙人名簿等投票に必要な資料が完備されているか。

(6) 投票開始時刻（午前7時）までは係員以外の者は入場させないこと。

(7) 投票所入口の選挙人を常に整理して、選挙人が一時に殺到しないよう、混雑を防止すること。

(8) 午前7時がきたらベルで投票開始の合図をする。

8 投票開始時刻になっても立会人が3人以上に達しないとき

投票立会人は2人以上5人までが必要で常時2人が立ち会わなければならないことになっている。新見市選管が選任した立会人は3人であるが、当日3人が揃わない場合は、次の要領で補充選任すること。

(1) その投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から選ぶこと。

(2) 候補者は選任できない。

(3) 投票所に来ていない選挙人の中から適当な者を選任することができる。

(4) 同一政党その他の政治団体に属する者は、2人以上選任することはできない。

(5) 選挙管理委員会が選任した立会人が選参したときは、補充選任した者を解任してよい。

9 投票の開始（別紙マニュアル参照）

(1) 午前7時になったら投票管理者は、投票開始を宣言するとともに係員にベルでその旨を合図させる。

(2) 投票所内にいる選挙人に、投票機が投票できる状態になったこと及び投票箱に何も入っていないことを必ず確認させること。

ア. 投票管理者は、最初の選挙人が投票する前に投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならぬ。

さらに、投票機の画面が「0票確認画面」を表示していることを立会人、選挙人に確認させ、引き続きいて運用モードにより、投票機を投票できる状態にしなければならぬ。（投票機が複数機の場合は、全ての投票機について機体番号（シリアルナンバー）とともに確認させる必要がある。）

イ. 投票開始時刻に選挙人がまだ到着していない場合は、選挙人の到着を待つて行うこと。

ウ. 「投票箱に何も入っていないこと及び電磁的記録式投票機が投票できる状態になったことの確認書」を確認してもらった選挙人の氏名、住所を署名してもらい、投票管理責任者、投票立会人全員がこれに署名する。

(3) 投票箱に何も入っていないこと及び電磁的記録式投票機が投票できる状態になったこと

との確認が終わったら、投票箱の内鍵を施錠し、投票箱の外鍵とともに投票管理者が保管すること。

(4) 一度鍵をかけた投票機及び投票箱は、投票開始後いかなる理由によっても開けてはならない。(十分点換してから施錠すること。)

10 投票進行中に注意すること

(1) 投票事務執行に当たっては、自由、公正、平等の原則に違反しないよう留意し、投票の秘密保持を期すとともに、選挙人に威圧を与えないことのないようにすること。

(2) 選挙人の投票が平易に行えるように事務従事者は親切にいなねい旨とし、事務処理は迅速確実であること。

(3) 選挙人の投票について知り得た事項は、他人に漏らす等、投票の秘密を侵すことのないよう特に注意すること。

(4) 投票立会人が定員数(3人)を欠かないこと。

(5) 選挙人が投票を行わないで投票カードを持ち帰ったりすることのないよう注意して見ていること。

(6) 時々投票機設置所を見まわって、次のような不備がないか調べること。

ア. 投票機が投票を終えないまま放置されていないか。

イ. 投票機設置場所に候補者の氏名、その他の落書きはないか。

ウ. 候補者の氏名等を書いた紙片その他余計なものが置かれていないか。

エ. 投票機の画面が指痕等で汚れていないか。(汚れている場合は、専用のクリーナ一を用いて清掃すること。)

オ. 氏名等指示や画面タッチペーンがなくなったり、破損したりしていないか。

カ. 氏名等指示の特定の候補者の欄に落書きがしてあったり、氏名に特に目立つような印が付けられていたり、あるいは抹消されているようなことがないか。

(7) 代理投票、操作補助、仮投票、点字投票の手続きが適正に行われ、能率的に処理されているか。

(8) 選挙人が混雑した場合にその整理がよく行われているか。

11 受付係・名簿対照係

(1) 受付係・名簿対照係を設け、その表示をすること。

(2) ベルの合図と同時に受付を開始する。

(3) 係員は、選挙人の提示する入場券に表示してある名簿番号により選挙人名簿抄本と対照し、本人であることを確認したならば、選挙人名簿抄本の備考欄に「市長」「市議」の印を付すとともに、入場券の照合欄に赤鉛筆で「レ」を付して投票カード発券・交付に係る案内する。この際、他の投票区の入場券により入場することのないよう注意すること。

(4) 名簿対照は、特に慎重に取り扱い、代人による投票のないよう留意するとともに、質問、応対は親切にいなねいすること。

(5) 名簿対照については、特に次の点に注意すること。

ア. 選挙人名簿抄本の1行を――線で抹消してある者及び死亡と記載されている者は、

投票できない者である。

イ. 選挙人名簿抄本の備考欄に「〇年〇月〇日不在者投票済」としてあるものは、不在者投票の規定により不在者投票の封筒及び投票用紙を交付し、投票した者を表示したものであり、「交付」としてあるものは、投票用紙は交付したが、まだ投票していない者であるから、これら選挙人が万一投票所へ来た場合は、交付してある投票用紙等を投票管理者に返還しなければ投票をさせることができないので注意を要する。

ウ. 投票日前日(土曜日)の不在者投票分については、選挙人名簿抄本の手入れが行われていない。選挙日当日、文書または電話による連絡を行うので、それにより選挙人名簿抄本の手入れを行うこと。

(6) 目が見えない者又は病弱の選挙人を受付けたときは、庶務係に連絡して投票カード発券・交付係に案内させる。ただし、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めただけについては、付添人も入場できる。

(7) 投票終了間際に投票の済んでいない選挙人が場外にいるときは、時間の切迫を知らせ、すみやかに入場させること。

(8) 入場券を持参しない者又は再交付を申し出た者があるときは、庶務係に連絡して本人確認を行い、選挙人名簿に登録されているかどうか、また記載事項とも照合して入場券を持参しない理由をただし、理由ありと認めたときは入場券を再交付し投票させること。

(9) 選挙人名簿に登録されていない者が投票に来たときは、たとえ入場券を持って来ても(そのようなのは原則あり得ないことであるが)理由を説明して投票させないこと。

(10) 選挙人名簿に登録されているが、選挙権がないことが明らかでないときは、投票管理者及び庶務係に連絡し、次のように対処すること。

ア. いわゆる誤載者であるが、一応形式的に名簿に登録されている以上は全く登録されていない場合は異なるが、名簿に登録されているけれども実質的な選挙権を有しない者であるから、投票することはできないことを理由に投票の拒否をすること。

イ. 投票を拒否した場合、本人がどうしても投票すると主張して納得しない場合は、投票管理者が投票立会人の意見を聞き、仮投票をさせなければならぬ。この場合、仮投票を行わせる前に選挙事務局に連絡していただく。

(11) 選挙人が本人であるかどうか確認できないときは、投票管理者及び庶務係に連絡し、次のように対処すること。

ア. 投票しようとする選挙人が本人であるかどうか確認できないときは、その本人である旨を宣言させなければならぬ。

イ. 宣言は、投票立会人の面前においてさせ、事務従事者がそれを筆記し、選挙人に読み聞かせたうえで、選挙人に署名させる。

ウ. 選挙人自ら宣言したり署名したりすることができないときは、事務従事者が宣言書を作り、これを本人に読み聞かせたうえで署名させるか、もしくは署名できない者についてはその旨を宣言書に記載しておくこと。

エ. 選挙人が本人であるかどうかの宣言をしないときは、投票を拒否しなければならぬ。

イ. 投票を拒否した場合、本人がどうしても投票すると主張して納得しない場合は、投票管理者が投票立会人の意見を聞き、仮投票をさせなければならぬ。この場合、仮

なお、返却された投票カードは「投票を行わないで返却された投票カード送致用封筒」に入れ封印をし、投票所閉鎖後、開票所に送致する。

※市長選挙、市議会議員選挙のどちらから一方のみの投票カードを発券する場合の手順
発券用パソコンの画面中央上部のコンボボックスを操作し、選挙人が選択した選挙名を表示させよううえで発券を行う。(選択しなかった選挙の投票はできないカードが発券される。1枚発券後は、向方の選挙が選択された状態に戻る。)

オ. ウ. エ及びオにより投票を行わなかった選挙について、当該選挙人が投票所閉鎖までの間に再度投票に訪れ、投票を申し出した場合は、投票を行うことができるので注意を要する。

(4) 投票カードが変形するなどして再交付する場合は、先に交付した投票カードが投票が行われていない状態であることを確認する必要がある。
これは、前述の(3) - エ及びオの申し出があり、投票が行われていないことが確認できない場合も同様である。

こうした場合、投票管理者は、投票立会人及び当該選挙人の立会のもと、運用カードを発券機に差し込み、発券用パソコン中央下部の「カード状態確認」ボタンを操作した後、返却された投票カードを発券機に挿入し、再び「カード状態確認」ボタンを操作し、投票カードが投票できる状態にあるかどうかを選挙人、立会人に確認させる。

投票できる状態にある場合は、前述の手順により新たに投票カードを発券交付し、投票できない状態にある場合は、選挙人に、すでに投票が終了し、投票が記録されていることを説明し、新たな投票カードの発行は行わない。

(5) 投票カードは、「投票カード発券・交付係」→「選挙人」→「カード返却確認係」→「投票カード発券・交付係」→「選挙人」・・・という流れで、投票所内を循環する。回収された投票カードを新たな選挙人への発券のため発券機に挿入した際、「発券されていません」との表示が出る場合がある。これは、いずれかの選挙人が投票を行わないで投票カードを返却したことが原因である。

こうした場合は、当該投票カードを次の選挙人に交付することはせず、直ちに投票管理者に連絡し、投票立会人の立会のもと、投票カードの状態(投票が行われていない)を確認した後、「投票していないことが発見された投票カード送致用封筒」に封入し、投票管理者が慎重に保管の後、開票所に送致する。

なお、この場合、事務上は投票が行われていることになっているはずであるから、投票者数等についての修正措置は必要ない。

(6) 受け取った入場券の数は、「発券合計数-返却を受けた投票カードの数」と常に一致すべきであるから十分注意すること(再入場による投票がなかった場合。)

また、それぞれの選挙の投票者数は、それぞれの選挙の発券者数から投票を行わずに返却された投票カードの枚数を差し引いた数となる。

(7) 投票状況速報のため、2時間目から累計)を調査し、庶務係を通じて投票管理者に報告する
こと。

投票を行わせる前に選挙事務局に連絡してください。
(1 2) 選挙人が、身体の故障又は文盲(字の読み書きのできない者)のため代理投票の申し出をしたら、投票管理者及び庶務係に連絡すること。
(1 3) 選挙人が、操作補助の申し出をしたら、投票管理者及び庶務係に連絡すること。

1 2 投票カード発券・交付係(投票カード交付補助係含む)(別紙マニュアル参照)

(1) 投票機に用いる投票カードの発券、交付にあたっては細心の注意をはらって行うこと。
(2) 投票カードは保管用ケースを用いて厳重に管理すること。
(3) 投票カードは、選挙人が受付、名簿対照を終了して初めて発券作業を行うこととし、あらかじめの発券は絶対に行わないこと。

また、投票の秘密保持の観点から、投票機の使用状況を確認しながら発券することとし、決して、投票中の選挙人の後に次の選挙人が並ぶことのないよう配慮すること。(前の選挙人の投票カードが排出されたタイミングで次の選挙人を投票に向かわせる。) (4) 名簿対照係からの連絡により、入場券を受領した後、投票に必要な投票カードを発券、交付する。

了。未使用の投票カードをカード発券機に挿入し、発券を行う。発券した投票カードは机上に置くことなく、直接選挙人に手渡すこと。

イ. 発券されたカードを交付する際、選挙人に対して「市長選挙・市議会議員選挙の2つの選挙に投票するカードです。」と説明した上で、交付する。

ウ. 発券を行う前に、選挙人がどちらからの選挙について投票を行わない旨の申し出を行った場合は、直ちに名簿対照係に連絡し、選挙人名簿の「市長」「市議」の内、投票を行わない選挙の印を抹消させるとともに、発券用パソコンを操作し、投票を行う選挙に使用する投票カードを発券交付する。

この場合、投票カードを発券する前に、「○○○選挙のみの投票を行うカードを発券します。よろしいですか。」と確認を行った上で、発券操作を行う。

エ. 投票カードの交付を受けた選挙人が、明らかに投票機に投票カードを挿入する前に、どちらの選挙についても投票を行わない旨の申し出をした場合は、その理由等を問いただすことなく、投票カードの返却を受ける。

この場合、直ちに名簿対照係に連絡し、選挙人名簿の「市長」「市議」の印を抹消させるとともに、入場券を返却する。

なお、返却された投票カードは「投票を行わないで返却された投票カード送致用封筒」に入れ封印をし、投票所閉鎖後、開票所に送致する。

オ. 投票カードの交付を受けた選挙人が、明らかに投票機に投票カードを挿入する前に、どちらか一方の選挙について投票を行わない旨の申し出をした場合は、その理由等を問いただすことなく、投票カードの返却を受ける。

この場合、直ちに名簿対照係に連絡し、選挙人名簿の「市長」「市議」の印を抹消させるとともに、発券用パソコンを操作し、投票を行う選挙に使用する投票カードを発券交付する。

この場合、投票カードを発券する前に、「○○○選挙のみの投票を行うカードを発券します。よろしいですか。」と確認を行った上で、発券操作を行う。

- (8) 1時間ごとに投票者数を調査して、庶務係に報告すること。
- (9) 投票カードの交付が終了したときは、投票者数と名簿対照数との照合を行った後、庶務係に引き継がなければならない。
- (10) 補助係の者は、投票カードの発券・交付係が投票カードを誤って発券、交付することのないよう注視するとともに、発券作業を補助する。
- (11) 選挙人が投票カードの交付を受け、投票しないで投票所を出ようとしたときは、投票カードを返還させてから退出させること。

1 3 投票手順説明・回収カード運搬係

- (1) 今回の選挙では、投票機の使用に不慣れた選挙人が投票所に訪れることが予想されることから操作の手順について説明を行う担当を配置する。
- (2) こうした選挙人が投票に訪れた場合は、別に配布するパンフレット等を使いながら投票の手順について説明を行う。
- (3) 説明については、親切丁寧を旨として対応すること。
- (4) 操作補助員に選任された場合は、他の1人と連絡をとり、選挙人の投票機操作の補助を行う。
- (5) 投票を終えた選挙人が、返却した投票カードを回収窓口から投票カード発券・交付係まで運搬する。

1 4 庶務係

- (1) 場内の時計をラジオ等の時報に合わせ、正確にしておかなければならない。
- (2) 投票が始まる前に、各投票機設置場所の候補者氏名等掲示は正しく貼られているか、各係の所要物品は整っているか等点検すること。
- また、各係員の出欠を調べ、欠勤者のあるときは直ちに選挙管理委員会に連絡のうえ、指示を受けること。
- (3) 選挙事務本部（新見市役所2階 総務課内）との連絡にあたること。
- (4) 投票所を開く時刻になっても、投票立会人が3人に達しないとき又は3人から申し渡さなくなったときは、その投票区の属する選挙人名簿に登録されている者の中から投票管理者が直ちに選任することとなるので、これらの事態が発生したときは、速やかに投票管理者に報告のうえ、指示を受けなければならない。
- なお、選任にあたって同一政党、その他の政治団体に属する者は、1人までであることに注意すること。
- (5) 投票立会人の中から電磁的記録媒体及び投票箱の送致並びに「鍵」を保管するもの1人を定めておかなければならない。
- (6) 受付係、投票カード発券・交付係と連絡をとり、1時間ごとの投票者数（男女別）を記録し、これを投票管理者に報告すること。
- (7) 点字投票、代理投票、投票補助、投票の拒否等について各係から連絡があったときは、投票管理者に連絡して適切な処置をとらなければならない。
- (8) 投票所内にいる選挙人は会場閉鎖時刻後も投票できるので、速やかに投票

をさせ、選挙人が全部投票を済ませ、退場したことを確認してから投票機及び投票箱を開鎖し、各投票機から抜き取った電磁的記録媒体原本、複写を別々に内容器に納めた後、封印シールによって封印し、さらに記録媒体送致箱に納め、施錠する。（別紙マニュアル参照）

「記録媒体送致箱（複写）の鍵、投票箱の内鍵及び外鍵の二」は投票管理者が保管し、「記録媒体送致箱（原本）の鍵、投票箱の外鍵の二」は投票立会人が保管する。この場合、いずれも所定の封筒に入れ、投票管理者及び投票立会人（1人でよい。）が封印しなければならないことに留意すること。

- (9) 投票箱の送致について、送致用自動車との連絡をし、送致に支障のないようになしければならない。
- (10) 投票者数等投票状況を選挙事務本部へ速報すること。速報時刻は別に定める。
- (11) 各係との連絡を密にして、投票録の作成並びに各種書類の記載について誤りがないように十分留意すること。
- (12) 投票録は入部作成し、投票管理者及び投票立会人の順序で署名、押印し、訂正、抹消等の箇所には欄外に事由を記載して押印を求め、割印を必要とする箇所にも押印を求めること。

1 5 投票を途中で終了することについて

電磁的記録式投票機を用いた投票では、一旦投票カードを挿入し、投票動作に入った場合は、投票を中断することはできないこととなっている。

しかしながら、選挙人が操作を開始した場合、必ずいずれかの候補者を選択して投票を行わなければならないとすることはできないので、投票を途中で終了するという機能が備えられている。

通常の場合は、選挙人が自分の意志によって、投票を途中で終了することとなるが、選挙人が投票を終了しないで、放置したままという場合もあり得る。

こうした場合は、投票管理者が操作することにより、投票を終了させることができる規定が設けられている。

投票管理者は、投票を終了しないまま放置されている投票機を発見した場合は、投票立会人の立会のもと、投票機の「投票しない」で終了するしを操作し、投票を終了する。

1 6 代理投票について

- (1) 代理投票のできる者
 - 身体の不具合又は文盲により、自ら投票機を用いての投票ができないうる者。
 - (2) 代理投票の手続き
 - ア. 申請は口頭でもよい。
 - イ. 投票管理者が代理投票の事由があるかどうか客観的判斷によって認定する。
 - ウ. 代理投票の事由ありと認定した場合は、投票立会人の意見を聞き、投票事務従事者2人の承諾を得て、その補助者に選任する。
- ※注 投票立会人が、代理投票の補助者となることは、投票立会人の職務を離れることにはならない。

エ. 投票の方法は、補助者1人が投票機を操作し、選挙人の指示する候補者の氏名等
を投票機の画面に表示し、選挙人の確認を得たうえで、投票を電磁的記録媒体に記
録する。この間、他の補助者1人はこれに立ち会う。

オ. 投票する候補者の氏名等のきき方については特に注意し、選挙人に自主的に言わ
せ、補助者から特定候補者の氏名をあげて聞くようなことのないよう注意すること。
また、候補者名を画面表示・氏名等掲示の中から選ばせることにより確認を行っ
てもよい。

カ. 代理投票は、本人投票の例外をなすものであるから、補助者は選挙人や立会人等
から疑惑をもたれないように注意すること。

※注 老人又は身体の故障者が自分で投票する際、親族あるいは近所の者とかわれ
る付添人が、すぐ後でのぞき込み、甚だしいのは、候補者の氏名を告げている
ような例が見受けられることがあるが、このようなことは絶対には避けなければな
なく、どうしても自分で投票できない場合は、正式な代理投票をさせるよう十
分注意すること。

(3) 代理投票の事由がないと認めたとき

投票管理者は、代理投票の事由がないと認めたときは、投票立会人に意見を聞いて
代理投票を拒否すること。

(4) 代理投票の仮投票について

代理投票の拒否について選挙人に不服がある場合、従前の自書式投票では、仮投票
制度が認められていたが、電子投票においては、仮投票制度は認められていない。

これは、たとえ代理投票を拒否した場合でも、新たに創設された操作補助制度（後
述）により選挙人の保護がなされているとの考えに基づくものである。

17 操作補助の申し出があったとき

今回の選挙では、投票機の操作について係員が補助する「操作補助制度」が創設され
ている。この制度は、代理投票制度とは異なり、身体的には操作が可能だが、操作の方
法を熟知していない選挙人の申し出により、操作の方法について助言等を行うことがで
きる制度である。

なお、簡易な操作方法の案内については、この補助制度によることもなく、自席から
助言を行うことは差し支えない。

ア. 申請は口頭でよい。

イ. 代理投票のように、適用の条件は無いため、制度の適用の可否判断は必要ない。

ウ. 投票管理者は操作補助を行う場合、投票立会人の意見を聞き、投票事務従事者2
人の承諾を得て、その補助者に選任する。

エ. 補助者のうち1人が、投票機の操作についての助言・介助その他必要な措置を行
い、他の補助者がこれに立ち会う。

なお、操作補助制度の場合は、選挙人に代わって電磁的記録媒体に投票を記録す
る操作を行うことはできません。（「〇投票する」ボタンの操作は、選挙人本人の
みが操作できることとなり、この点が代理投票との大きな違いである。）

オ. 操作補助により、候補者の選択まで行った場合、引き続き投票を記録する操作

を依頼される場合も予想されるが、これを安易に受入れ、操作を行うことは絶対に
行ってはならない。こうした場合は、改めて代理投票の申し出を行い、代理投票を
行うこととなるが、実際の投票においては、制度の内容を説明したうえで、本人に
よる操作を促す。

18 目が見えない者の投票

目が見えない者の投票方法は、前述の「代理投票」の他、「点字投票」、「投票機によ
る音声投票」の3種類が考えられる。

（優先順位とすれば、点字投票又は音声投票→代理投票）

このため、目が見えない選挙人が投票に訪れた場合は、選挙人にいずれかの方法を選択
させたうえで、それぞれの対応を行わなければならない。

(1) 点字投票を選択した場合

ア. その者が目が見えない者であるかどうか確かめたうえで、点字用の投票用紙を点
字器とともに交付する。

イ. 目が見えない者でないといと確定したならば、仮投票の制度はないから普通の投票を
させなければならない。

(2) 投票機による音声投票を選択した場合

ア. 投票機による音声投票を選択した場合は、一般投票の1つであるから、その者が目が見えない者
であるかどうかを確かめる必要はなく、申し出があり、投票管理者が認めた場合は、
音声投票を行わせることができる。

イ. 音声投票の申し出があったときは、パソコンの発券用画面右上のコンボボックス
を操作し、「視覚障害（全盲）者用」を表示させたうえで、発券を行う。この際、
「音声投票を行う投票カードを発券してよろしいか？」と選挙人に確認した上で、
発券操作を行い、照係係（介助者）をして投票機設置場所まで案内させる。

この場合に、選挙人から操作補助を希望する旨の申し出があった場合は、補助者
2名を配置し、対応する。（操作補助制度の取扱と同様）

ウ. 投票機にヘッドホン及び専用キーボードを接続（EVS係員が接続作業を実施）
した後、選挙人を別に準備するいずれに腰掛けさせ、音声投票の機器・投票方法の
概要を説明した後、本人に投票カードを挿入させ、投票を行わせる。

投票中、介助者は選挙人に意志を確認したうえで、選挙人の側に留まることも、
離れることもできる。

操作補助を行う場合は、投票カードの挿入から候補者の選択までの作業のうち選
挙人の要望する作業までを行うことができる。

この場合、補助者1名が専用端末機を操作し、選挙人の指示する候補者の氏名等
の表示を行った段階で、他の補助者にヘッドフォンにより確認をさせ、投票人に専
用端末機の「〇」を操作させる。（以下、別添「操作マニュアル」を参照のこと。）

19 投票所の秩序保持について

(1) 投票管理者は、次のような行為をする者に対し、これを制止し、命令に従わないとき
は、投票所外に退出させることができる。

この審査は、形式主義で実質的には違法の点がなくとも形式上の不備があれば受理することができない。
・所定の不在者投票用封筒の記載が用いられていない。
・不在者投票用封筒の記載が完全でない。

このような事情が1つでもあれば、その投票は一応不受理である。しかし、署名の書きなおし、封印のしなおし、不必要な印や記載があるからといって、直ちに不受理とすることはできない。不備の状況、程度によっては受理の決定をしても差支えない。

(2) 拒否するかどうかの決定
受理と決定された不在者投票のうち、代理投票の場合は、代理投票の事由があったかどうかについて審査すること。

(3) 受理の決定を受け、かつ拒否の決定を受けなかった投票は
ア. 投票管理者は、投票立会人の立会いのもとに投票管理者が投票用外封筒を開いて内封筒を取り出し、これを混同し、内封筒の封を開封し、票を取り出し、投票のみをそのまま直ちに投票箱の中に入れること。個々の不在者投票につき受理と決定したとど投票箱の中に入れる方法によらず、すべての不在者投票につき、受理と不受理の決定を終えた後、受理とされた投票用封筒を一斉に開封して投函すること。

イ. その際、投票用紙の記載を開いて見てはならない。
ウ. 封筒の中に入っていた投票用紙が正規のものでないことが明かである場合でも、又2枚入っていた場合もそのまま投票箱へ入れること。受理投票の決定は、すでに終わっているから、それらを理由に不受理とすることはできない。

(4) 不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票については、投票管理者はこれを再び送致用封筒に入れて仮に封をし、その封筒の表面に不受理又は拒否の決定があった旨を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

(5) 投票箱を閉じてしまったから、不在者投票の処理の誤りを発見した場合は、投票箱を開くことなく、入れ忘れた不在者投票などがあれば、これを添え、投票録又はその他の記録にその旨ありのまま記載して開票管理者に届けるほかはない。

これが誤りを更に大きくしないための唯一の方法である。特に何も不正なことをするのでないからというような考えで投票箱を再び開くようなことがあってはならない。

2.2 投票機及び投票箱の閉鎖

(1) 投票終了の確認

投票所を閉じてから、投票機及び投票箱を閉鎖するまでに次のことを再確認すること。

ア. 投票所閉鎖時刻までに到着していた選挙人の投票は全部終わったか。

イ. 投票所外に退出を命ぜられた者に投票させたか。

ア. 選挙人でない者が場内に留まっているとき。
イ. 投票が済んだ者が用もないのに場内にいるとき。
ウ. 演説や討論をし、又は騒ぐ者があるとき。
エ. 投票について、他人と相談したり、又は特定の候補者に対して投票するよう勧誘する者があるとき。

(2) 投票所外に退出させられた者は、最後になって投票することができ。また、退出させられた者が投票所の秩序を乱すおそれなくなるときは、最後まで待たせることなく投票させてよい。

2.0 投票所の閉鎖

(1) 午後8時になったら投票所を閉鎖しなければならぬ。この時刻は厳密に午後8時であって少しも違つてはいけぬ。(ラジオ等により確認のこと。)

(2) 閉鎖は、投票管理者がその席を起立し、「投票所を閉鎖します」という意味の宣言を投票所内にいる者にはつきり聞き取れるように言えばよい。

(3) 閉鎖と同時にベルにより合図し、投票所の入口を閉ざす。ここで、投票所の入口というのは、施設の入口ではなく、投票所として設定している区域の入口である。

(4) 投票の終わっていない選挙人の取扱
投票所を閉じる際、すでに投票所に到着しているが、まだ投票の終わっていない選挙人のある場合

ア. これらの者を全部投票所の中にいれてから入口を閉ざすこと。必要があれば、一時的の事務を中止しても受付を速やかに完了させること。

イ. 投票所を閉鎖しても、時間内に受付けた選挙人の投票が全部終わらなければ、投票機及び投票箱は閉鎖できない。

ウ. 投票所の秩序を乱して投票所外に退出させられた選挙人があるときは、投票所を閉鎖する前に投票させることができる。

2.1 不在者投票の受理、不受理の決定について(第2投票所のみ)

投票所を閉鎖してから、投票箱を閉鎖する前に投票管理者は投票立会人の意見を聞いて不在者投票の受理、不受理の決定をしなければならない。

投票閉鎖時刻後投票所へ送致された不在者投票は、この決定をおこなわない。この場合、それぞれの不在者投票用封筒の裏面に受け取った年月日、時刻を記載して別に選挙長に届けること。

(1) 受理、不受理の決定基準

ア. 不在者投票を行った者が不在者投票をすることができるときであるかどうか。

・不在者投票を行った者が選挙の当日選挙権を有するかどうか。

・不在者投票を行った者が選挙の当日午前7時以降の死亡者であれば受理し、投票開始前の死亡者であれば不受理とする。

・不在者投票を行う事由があったかどうかは審査の対象ではない。

イ. その不在者投票が、正規の手続きによってなされてきているかどうか。

ウ. 不在者投票の受理、不受理及び拒否の決定は終わったか。(第2投票所のみ)

エ. 不在者投票は投票箱に入れたか。(第2投票所のみ)

(2) 投票機及び投票箱の閉鎖

ア. 投票機の閉鎖(別紙マニュアル参照)

投票立会人全員の立会のもと、投票機に選力カードを挿入し、投票機を投票できないうちに電源切断了し、電源切断の安全を確認した後、投票開始前に施錠した投票機前面の鍵を解き、電源を切断する。

その後、電磁的記録媒体(原本・複写)を取り出し、原本、複写の別に内容器に入れ(複数の投票機がある投票所では、2枚を1つの内容器に入れる)、内容器を封印シールで封印した後、記録媒体送致箱に収納し施錠する。

※内容器が封印されていない場合、選挙自体が無効となる可能性もあるので、特に注意すること。

イ. 投票箱の閉鎖

内ぶたの鍵は、投票開始前の投票箱の空虛確認後投票管理者がかけているので、外ぶたの鍵のみをかけることになる。

施錠の際は、投票立会人全員の立会を求めること。

ウ. 鍵の保管送致者

記録媒体送致箱(複写)の鍵	投票管理者
投票箱	内ぶたの鍵
	外ぶたの鍵その1
投票箱	投票管理者
	"
投票箱	"
記録媒体送致箱(原本)の鍵	投票立会人
投票箱	外ぶたの鍵その2

エ. 鍵の保管及び送致の方法

- ・記録媒体送致箱の鍵、投票箱の内鍵・外鍵をそれぞれ送致用封筒に入れて投票管理者と投票立会人(1人でよい。)が封印すること。
- ・封筒の表面に投票所名、鍵の区分、保管者の職氏名を記載する。
- ・この封筒を投票管理者、投票立会人のそれぞれの保管者が所持すること。

(3) 投票機及び投票箱を閉鎖してから送致するまでにしなければならないこと。
記録媒体送致箱及び投票箱は、選挙長に送致する以外には投票所外に持ち出してはならない。投票管理者、投票立会人ともそれぞれのそばを離れてはならない。

ア. 投票録を作成すること。

イ. 送致目録を作成し、送致物件をととのえること。

(送致物件)

①記録媒体送致箱(原本・複写)

②投票箱

③記録媒体送致箱及び投票箱の鍵(4封筒)

(外鍵(原本・複写)各1個、内鍵1個・外鍵2個)

④投票録(宣言書・不在者投票に関する調書(第2投票所のみ)・(8)代理投票者縦書き紙・投票所見取図・投票箱に何も入っていないこと及び電磁的記録式投票機が投票できる状態になったこととの確認書を添付)

⑤選挙人名簿の抄本

⑥投票用紙の残り

⑦投票管理者セット一式

ア) 投票カード(収納箱付)

イ) 運用カード(ホルダー付)

ウ) 投票機の鍵

エ) 投票機管理票

オ) 投票カード管理票

⑧投票を行わないで返却された投票カード(送致用封筒に封入されたもの)

⑨投票していないことが発見された投票カード(装置用封筒に封入されたもの)

⑩投票所閉鎖時刻後に送致を受けた不在者投票(第2投票所のみ)

⑪その他投票所に使用した諸資材(投票機関連機器を除く)

(4) 送致すべき人

ア. 投票管理者

イ. 送致立会人(投票立会人のうち1人)

2.3 投票録の調製

(1) 投票管理者が調製すべき投票録、不在者投票調書(第2投票所のみ)等の事務量も多量となるので、投票閉鎖時刻までに記載できる部分については記載しておく等、適宜な処置も考えられる。

(2) 投票録の記載にあたっては、従来の様式と大きく変わっている点もあるので、充分注意すること。

(3) 選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数は、新見市長選挙及び新見市議会議員一般選挙において一致すること。

2.4 記録媒体送致箱及び投票箱の送致

(1) 投票管理者と投票立会人は輸送中、記録媒体送致箱及び投票箱のそばに付添い、途中他の場所に立ち寄ることなく、直接選挙会(開票)会場に運ぶこと。

これらの者が、事故等により、付添いができなくなつたときは、一時送致を中止して速やかに投票管理者の職務代理者又は投票立会人に付添いに来てもらうこと。

(2) 何かの事故により、予定された到着時刻が遅れるようであれば速やかに電話等で選挙会(開票)会場へ連絡すること。

(3) 記録媒体送致箱や投票箱、鍵が輸送中にこわれた場合、投票に異常をきたすおそれがないければそのまま送致して選挙長の指示に従うこと。

- 2 年齢要件 昭和57年6月24日までに出生した者（年齢満20年以上の者）であること。
- 3 住所要件 平成14年3月15日以前から現在まで引続き新見市の区域内に住所を有する者（引続き3カ月以上住所を有する者）であること。
- 4 住民基本台帳の記録要件 平成14年3月15日以前に新見市において住民票の作成（市外転入者については転入の届出）がされており、かつ、その後引続き新見市の住民基本台帳に記載されている者であること。
- 5 欠格事項 公職選挙法第11条（処刑者等が選挙権及び被選挙権を有しない者）の規定により、選挙権を有しない者でないこと。

上記の「1. 2. 3. 4」の要件に該当し、かつ「5」の欠格事項に該当しない者は、補正登録により、選挙人名簿に登録することができる。

◎点字投票の処理（法第47条、令第38条）

点字投票をすることができる者は目が見えない者に限られており、目が見えない者である選挙人が点字によって投票をしようとするときは、投票管理者にその旨を申し出なければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした点字用の投票用紙を交付して、点字投票をした者の住所、氏名、生年月日、性別等を記録しておくこと。

なお、目が見えない者でない選挙人が点字による投票をしたいと申し出ても投票管理者において目が見えない者でないと認定した場合は、点字投票の拒否をすること。これに対して選挙人に不服があったとしても仮投票の規定がないので、通常の投票を行うこととなる。一般の投票用紙を用いた点字投票は、公職選挙法第68条第1項第1号に規定する「所定の用紙を用いないもの」に該当するものとして無効とされる場合があるので、投票用紙の交付については十分注意すること。

◎代理投票の処理（法第48条）

身体の不具合又は文盲のため、自ら投票機を操作することができない選挙人は、投票管理者に対して代理投票の申請をすることができる。

「身体の不具合」とは、例えば、腕の疾患、中風、失明等を意味し、「文盲」とは、文字の読み書きができない者の意味であるが、点字による記載能力のないすべての者を含むものと解される。

したがって、目が見えない者の代理投票にあつては、その者が、投票機による音声投票又は点字のいずれによっても投票能力がない場合に認められる。

このような選挙人から代理投票の申請があり、投票管理者がその事由ありと認めたとときは、事務従事者の中から補助者2人を選任する。選任については、必ず投票立会人の意見を聞くとともに、補助者となる者の承諾を得ることが必要であ

2.5 選挙長への引渡し

- (1) 記録媒体送致箱、投票箱、投票録、投票名簿の抄本等は送致目録等により、会場の受領係に引き渡すこと。
- (2) 送致に付添った投票管理者、投票立会人に弁当を準備しているので受け取ること。
- (3) 選挙会（開票所）は、まなび広場にいみ大ホールであるが、受領については、同所の小ホールで行うので、注意すること。

2.6 電子投票機及び関連機器の送致

電子投票機・発券用P.C・テーブルタップ・電話機等の機器及び器具については、収納・梱包に相当の時間を要すると考えられるので、投票管理者及び送致の投票立会人が選挙会（開票）会場へ送致のため出発した後、それらの機器・器具の数量を確認し、交付時と同じように梱包し、職務代理者が受領会場に送致すること。

受領会場は、山村開発センターの1階会議室であるので、市役所側入口から搬入すること

なお、その際、各投票所に配置したEVSの職員を受領会場まで同乗させること。

◎補正登録（法第26条）

選挙人名簿抄本に登録されていない者は、原則的には投票をすることができない。しかし、次のような場合は例外として事務手続が済み次第、選挙権の行使ができるので、この処理に当たっては十分注意すること。

→平成14年3月15日までに他の市町村から新見市に転入届をし、現在まで引き続き住民基本台帳に登録されており、昭和57年6月24日までに生まれた者は、新見市長選挙及び新見市議会議員一般選挙に用いる選挙人名簿に登録されなければならない者であるが、事務上の手違い等で万一脱落している場合は、この「補正登録」の対象となる。

選挙人からこうし出した申し出があつた場合は、選挙人名簿抄本で確認し、登録されていないことを知ったときは、選挙管理委員会に報告のうえ、指示を受けなければならぬ。

※選挙人名簿に登録もれの場合、選挙管理委員会において補正登録をした後、投票させること。

※補正登録ができる資格要件

- 1 国要件 日本国民であること。

代理投票の場合における候補者の氏名の聞き方

- 1 補助者が選挙人に対する候補者の名前の聞き方
補助者は、選挙人に対し「どの候補者に投票するのですか。」と聞く。この場合、同一の氏名・氏の候補者が2人以上あるときは、どちらの候補者であるかを明確にいわせること（投票機では、氏のみでの投票はできない。）ただし、他に聞こえるような大声で話さないように注意すること。
この名前の聞き方は特に慎重を要し、いやしくも誘導尋問と疑われるような言い方は絶対してはいけない。
- 2 候補者の氏名を書いた紙片（名刺）等を持ってきたとき
補助者は黙って紙片にある氏名を投票機によって投票するようことはせず、必ず選挙人自身から、候補者名を確認して投票機の操作を行うこと。
- 3 選挙人が候補者の氏名を指示しないとき。
代理投票をする場合に、補助者が候補者の氏名を聞いても選挙人が指示しないときは「○○さんですか」とか、「○○さんですね」というような尋ね方をしてはいけない。この場合、氏名等指示の候補者名等を一とおり全部読み上げて聞かせる。
それでも思い出せなかつたり、言えないときは、投票そのものが行えこととなるので、選挙人に投票を途中で終了することについての了解を得た上で、投票立会人の立会のもと、投票機を途中で終了する操作を行う。この際、それ以後の再度の投票はできないことを了承させる。
補助者が勝手に投票機を操作した場合、選挙そのものが無効になる可能性もあるから特に注意しなければならぬ。

る。投票は、補助員1人が投票機を操作し、選挙人が指示する候補者の氏名等を投票機の画面に表示し、選挙人の確認を得たうえで、投票を電磁的記録媒体に記録する。この間、補助者1人はこれに立ち会う。

なお、代理投票を行った者の住所、氏名、性別並びに補助者2人の氏名を記録しておくこと。

◎宣言、投票の拒否及び仮投票（法第50条、令第40条）

選挙人が本人であるかどうかを確認できないときは、投票管理者は本人である旨の宣言をさせなければならぬ。宣言は、投票立会人の面前で行い、事務従事者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせたうえ、署名させること。

選挙人が宣言を行わない場合は、投票立会人の意見を聞いて、投票を拒否しなければならぬ。なお、上記の投票の拒否について、選挙人に不服がある場合及び投票立会人に不服がある場合や異議がある場合並びに投票を拒否しないことについて、投票立会人に異議がある場合は、仮投票をさせなければならぬ。

(2) 仮投票の手続き

1. 投票用紙に候補者の氏名を記載させた後、別に交付した仮投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面にその者の氏名を自書させたものを投票箱に投入させる。

イ. 仮投票を行った願末（仮投票調書）を作成し、投票録に添付すること。

◎不在者投票の処理について（法第49条、令第60条～第65条）

今回の選挙では、第2投票所を指定投票区としたため、各投票所への不在者投票の送致はありません。（従来の巡視についても行わないため、必要物品がある場合等は、早めに選挙委員会事務局に連絡すること。）

なお、選挙人名簿については、不在者投票を行った者については、備考欄に明記しているもので、これらの選挙人が投票所に来場した場合は、投票を行わせないこと。（選挙日前日の不在者投票者については、選挙日当日、文書・電話等により連絡を行う。）

また、第2投票所を除く投票所においては、不在者投票者は、各投票所の当日有権者数には含まれるが、投票者数には計上しないこと。（第2投票所の投票者数として一括処理を行う。このため、第2投票所の投票率は100%を越える場合がある。）

投票管理者の口述要領

「投票録を朗読いたします。」
「長時間でもありがとうございます。」

※午前7時

「投票開始の時刻になりましたから、ただいまから新見市長選挙及び新見市議会議員一般選挙第〇〇投票区投票所の入口を開いて投票を開始いたします。」
「投票に先立ち、投票機が投票できる状態にあること及び投票箱に何も入っていないことについて立会人及び選挙人の方の確認をお願いします。」

※注 投票機に投票データがないことの確認について（別紙マニュアル参照）

投票開始時に、投票機に投票データがないことを確認してもらおう選挙人には、以下の口述により確認を求める。

「只今、投票機は「0票確認画面」を表示しています。」

「この画面は、選挙人の方に投票機内に投票データが無いことを確認いただくための表示です。」

「これをもって、投票機内に投票データが無いことを確認いただけますか？」

「確認いたしましたら投票機を投票ができます状態にします。」

→運用カードを挿入する。

「投票機がこの作業をもって投票できる状態になったことを確認いただけますか。」

なお、選挙人が確認を拒否した場合は、

「確認が完了するまで、投票を開始することができませんので、別の方に確認をお願いしますので、確認が終わるまでしばらくお待ちください。」

と口述し、次の選挙人に確認を依頼する。

※午後8時

「投票所閉鎖の時刻になりましたから、投票所の入口を閉じます。」

「投票所内に投票の済んでいない人はありませんか。」

（第2投票所のみ）

「全部投票済みでありますから、次に不在者投票管理者から送致を受けた不在者投票を保管してありますから、この投票の受理、不受理について立会人の方々の御意見をお聞きいたします。」

「受理することに決定して異議ありませんか。」

「受理することに決定しましたから、投票用封筒を開き、投票箱に入れます。」

「投票は全部終わりましたから、投票機及び投票箱を閉鎖します。」

「これをもって投票は終了しましたが、ただいま投票録を作成中でありますから、しばらく御休息をお願いします。」

音声投票における補助者等の口述要領

指示された候補者名を音声表示させ、他の補助者に確認させた後、選挙人に再度、ヘッドフォンにより候補者の氏名等を聞かせ、「候補者名に間違いない場合は、「○」を押してください。」
以下他の選挙についても同様に行う。

※投票カード発券・交付係

- (1) カード発券時
「音声投票を行う投票カードを発券してよろしいか?」
- (2) カード交付時
「音声投票を行う投票カードを交付します。なお、投票場所まで事務従事者のご案内しますので、しばらくお待ちください。」

※事務従事者（介助者）

- (1) 「これから音声表示による投票を行っていただきます。」
「投票は、ヘッドフォンから流れる音声情報をお聞きいただき、この専用端末機を操作していただくことにより投票を行います。」
「まず投票の方法が説明されますので、よくお聞きいただき投票を行ってください。」
「なお、私は、いったん後に下がって控えておりますので、分らない点がありましたら、手を挙げるなどしてお知らせください。」
ヘッドホンを装着させた後、
「それでは投票カードを挿入して投票を行ってください。」

※操作補助者

- (1) 候補者名の表示の操作までを行わない場合
「これから音声表示による投票を行っていただきます。」
「投票は、ヘッドフォンから流れる音声情報をお聞きいただき、この専用端末機を操作していただくことにより投票を行います。」
「まず投票の方法が説明されますので、よくお聞きいただき投票を行ってください。」
「なお、投票中は、画面には候補者の氏名等は表示されませんので、投票の内容は一切分かりませんので、私どもは、このままこの場で、控えておりますので、分からない点がありましたら、手を挙げるなどしてお知らせください。」
ヘッドホンを装着させた後、
「それでは投票カードを挿入しますので、投票を行ってください。」
- (2) 候補者名の表示までの操作補助を行う場合
「これから音声表示による投票を行っていただきます。」
「投票は、ヘッドフォンから流れる音声情報をお聞きいただき、この専用端末機を操作していただくことにより投票を行います。」
「投票したい候補者のお名前を教えてください。」

投票所見取図

新見市第 選挙区投票所

